

平成30年度福岡県企業における女性の活躍推進補助金公募要領

(募集期間：平成30年4月27日～7月6日分)

1 補助金の目的

福岡県企業における女性の活躍推進補助金は、県内の経済団体、業界団体及びそれらに準じる団体が業界や分野固有の課題を解決すべくそれぞれのテーマごとに行う、女性の活躍推進の先駆的な取組を支援することにより、広く県内の中小企業へ普及させ、女性の活躍を推進することを目的として交付します。

2 応募対象者

この補助金の応募対象者は、県内の経済団体、業界団体及びそれらに準じる団体であって、原則として県内全域を活動範囲とし、取組の成果を広く県内企業に還元できるものとします。ただし、次の各号の一に該当する団体は応募することができません。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は代表者若しくは役員が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である団体又は代表者若しくは役員が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (3) 代表者や当該団体の組織、運営及び会計に関する事項が明文化されていない団体

3 補助金の交付対象となる事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、応募対象者が業界や分野固有のテーマごとに行う女性の活躍推進の先駆的な取組であって、広く県内の中小企業における女性の活躍推進に資するものとします。

【取組の例】

- 女性の数が少ない技術系職種を希望する女性を対象に、現場での対応力を持った女性技術者を育成するための取組
- 女性の職域を事務職のみから営業職等にも拡大するため、固定的な商習慣に対してどう対応するかなどといった課題を解決するための取組
- 長時間労働などが理由で女性に敬遠されがちな業界で、長時間労働の是正や女性の離職率を下げるための取組

※取組の例は、あくまで事例であり、補助金の目的に沿って、応募団体の創意工夫により自由に提案していただくことが可能です。

4 補助対象期間

交付決定の日から平成31年2月28日までとします。

5 補助対象経費及び補助金額

(1) 補助対象経費

ア この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接必要となる経費のうち、以下の経費とします。

- ① 謝金（社会通念上妥当な金額であること）
- ② 旅費（最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費とすること。グリーン車、ビジネスクラス等の特別付加料金、単なる視察やセミナー等参加のための旅費等は対象外）
- ③ 需用費（事業実施に必要な印刷製本費、消耗品費等）
- ④ 通信運搬費（チラシ・ポスター等を送付する郵便代や運送に要する経費等）
- ⑤ 委託料（補助対象事業の全部を委託するものは認められません。）
- ⑥ 会場使用料（冷暖房費を含む）

イ 次の経費については交付の対象となりません。

- ① 補助対象事業の実施に直接関連のない経費
- ② 補助金の交付決定前に支出される経費
- ③ 団体運営のための経常的な経費と用途を明確に区別できない経費（団体事務所の電話代、インターネット利用料金等）

(2) 補助金額

この補助金の交付額は、1交付団体あたり20万円を上限とし、補助対象経費の実支出額と比較して、少ない方の額を交付します。

なお、以下の点に御注意ください。

ア 採択された後、実際に交付される補助金の額については、必要な経費を精査したうえで、減額することがあります。

イ 補助対象事業の実施により収益が生じる場合は、その収益に相当する額を減額して交付します（県がこの補助金を支払った後に収益が明らかになったときは、交付した補助金額を上限に、その収益の一部又は全ての相当する額を返還する必要があります。）。

ウ この補助金の支払は、補助事業の終了後の精算払を原則とします。

6 募集期間

平成30年4月27日（金）～7月6日（金）

7 応募書類等の提出

(1) 提出書類

- ア 福岡県企業における女性の活躍推進補助金事業実施計画書
- イ 事業計画書（補助対象事業に係る工程表及び、必要に応じて、事業概要を説明できる資料も含む。）
- ウ 収支予算書
- エ 応募団体の組織が分かる資料（規約、役員名簿等）、活動内容が分かる資料
 - ※ 必要に応じて追加書類の提出を求めています。
 - ※ 応募書類は返却いたしません。

(2) 提出方法

- ア 期 限：平成30年7月6日（金）17時まで（必着）
- イ 提 出 先：福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 女性活躍推進室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁行政棟 5階南棟
Tel：092-643-3399 Fax：092-643-3392
E-mail：josei-katsuyaku@pref.fukuoka.lg.jp
- ウ 提出方法：原則として持参（あわせて、電子データをメールで提出してください。）
※必要に応じて、補助対象事業の内容についてヒアリングを行います。
- エ 注意事項
 - ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
 - ・ FAXや電子メールでの提出は受け付けません。
 - ・ 応募に要する費用は、応募団体の負担とします。

8 審査及び採択団体の決定

- (1) 応募書類に基づき、福岡県企業における女性の活躍推進補助金採択団体選定委員会において、事業内容、実施方法及び事業の効果等を勘案して次の項目を中心に審査を行い、予算の範囲内で、採択団体を決定します。
なお、応募要件を満たしていないものは、審査の対象から除外します。
 - ア 応募団体の属する業界や分野における現状及び課題を踏まえて、固有のテーマで行う、広く県内の中小企業を対象とする取組となっているか。
 - イ 中小企業において女性の活躍が推進される、新規性に富み、先駆的な取組となっているか。
 - ウ 業界や分野固有の課題解決につながり、事業効果の発現が期待できる具体的な実施計画となっているか。
 - エ 内容やその成果について、県内の中小企業や他の団体へ広く広報が可能であり、事業効果の確実な波及が期待できる取組となっているか。

- オ 取組の後も、団体の持続的な活動として定着・発展することが見込まれるか。
- (2) 審査の結果は、7月下旬頃に書面で通知する予定です。
なお、採択を受けた事業の内容等について条件を付す場合があります。
また、採択の理由等、審査内容に関する問い合わせには応じません。
- (3) 応募書類は、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。

9 補助事業者の義務

- (1) 採択された団体は、県の指示に従い、速やかに福岡県企業における女性の活躍推進補助金交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）に基づき、県の指定する期日までに補助金交付申請を行ってください。申請内容に問題がなければ、7月末を目途に正式に補助金の交付決定を通知します。
なお、交付申請書の内容については、審査の結果等に基づいて修正していただくことがあります。
- (2) 交付決定通知後、補助事業者として、交付要綱や採択時に付された条件を遵守し、補助対象事業を実施していただきます。特に、以下の項目については遵守してください（守られない場合は、交付決定の取消等を行う場合があります。）。
- ア 補助事業の内容を変更しようとするときや事業を中止しようとするときは、事前に県に変更内容を申請し、承認を受けること。
- イ 事業完了後、実績報告書を遅滞なく提出すること。
- ウ 補助対象事業とそれ以外の事業に係る経理は、明確に区分しておくこと。
- エ 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助金の使途を明らかにするとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整備し、平成31年度から5年間保存しておくこと。
- オ 必要に応じて行う現地調査に応じること。

10 事業の広報について

この補助金による補助金交付団体の取組内容及びその成果については、広く県内の中小企業へ還元し普及させるため、県ホームページほか、様々な媒体により積極的に公表し、広報することとしていますので、補助金交付団体は、県による広報に積極的に協力してください。